

日 銀 市 第 1 3 8 号
2 0 2 6 年 9 月 2 5 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の
一部改正に関する件

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等^(注)に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

日本銀行は、適用利率（変動）（一部改正後の標記規程第1編Ⅰ．5．（2）ロ．に定める適用利率（変動）をいいます。）を変更した場合には、入札型電子貸付残高（期間利息を含みます。）等にかかる所要担保価額の更新を行いますので、当該更新による担保不足が生じないように、ご注意ください。

（注）日本銀行ホームページに掲載されている2026年9月18日付の「「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等について」をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

○ 目次第1編IV. を横線のとおり改める。

IV. 担保余裕額の管理

1. 略（不変）	
2. 算出方法	1-4- 2
(1) 担保残高	1-4- 2
(2) 担保価額および担保価額合計額	1-4- 4
(3) 所要担保価額合計額	1-4- 6
(4) 担保余裕額	1-4- <u>78</u>
3. 時価または円貨換算率の変更等	1-4- <u>89</u>
(1) 時価または円貨換算率の変更	1-4- <u>89</u>
①外貨建外国債券以外の債券の場合	1-4- <u>89</u>
②外貨建外国債券および外貨建証書貸付債権の場合	1-4- <u>910</u>
(2) 担保価額合計額および担保余裕額の通知	1-4- <u>910</u>
①担保価額合計額	1-4- <u>910</u>
②担保余裕額	1-4- <u>910</u>
4. 掛目	1-4- <u>142</u>
(1) 債券	1-4- <u>142</u>
(2) 証書貸付債権	1-4- <u>123</u>
5. 定時償還または一部繰上償還	1-4- <u>134</u>
(1) 担保価額減額	1-4- <u>134</u>
(2) 担保価額減額に伴う通知	1-4- <u>134</u>
6. 日本銀行が有する純与信額の更新	1-4- <u>156</u>
7. 代理店保証額および歳入代理店保証額の改訂	1-4- <u>167</u>
8. 適用利率（ <u>貸増変動</u> ）の変更に伴う貸付残高の更新	1-4- <u>178</u>

○ 第1編Ⅰ. 5. (2) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 所要担保価額の更新(Ⅳ. 6.、7. および8. を参照)

日本銀行は、担保差入金融機関等に対し有する純与信額が変動する場合、代理店契約または歳入代理店契約にもとづき、代理店保証額または歳入代理店保証額を改訂する場合、および適用利率(貸増変動)(利用細則(金融調節等入札連絡事務)に定める適用利率(変動)および「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する事務取扱細則」に定める適用利率(貸増)をいいます。以下同じです。)の変更に伴い貸付残高(貸付金利息および期間利息を含みます。)を更新する場合には、これらにかかる所要担保価額の更新は業務開始時に自動的に行われます。

○ 第1編Ⅳ. 1. (2) を横線のとおり改める。

(2) 担保不足時の対応

日本銀行は、担保の時価または円貨換算率の変更、振替社債等の定時償還または一部繰上償還、日本銀行から担保差入金融機関等に対する純与信額の発生、住宅ローン債権信託受益権の担保返戻または担保価額変更、代理店契約または歳入代理店契約に基づく代理店保証額の改訂または歳入代理店保証額の改訂、適用利率(貸増変動)の変更に伴う貸付残高(貸付金利息および期間利息を含みます。)の更新その他の理由により、業務開始時において担保不足が生じている担保差入金融機関等がある場合には、当該担保差入金融機関等の担保出力指定店舗に対して「担保不足等通知」(5250-00200)を送信します。

以下略(不変)

○ 第1編Ⅳ. 2. (3) を次のとおり改める(全面改正)。

(3) 所要担保価額合計額

所要担保価額合計額とは、与信取引先毎に次の計算式により算出した金額をいいます。

$$\begin{aligned} \text{所要担保価額合計額} &= \text{当座貸越残高} \\ &+ \text{相対型電子貸付残高} \text{ (注1)} \\ &+ \text{入札型電子貸付残高} \text{ (注2)} \\ &+ \text{日本銀行が担保差入金融機関等に対し有する純与信額} \\ &+ \text{米ドル資金供給オペレーションの所要担保価額} \text{ (注3)} \\ &+ \text{貸出増加支援資金供給貸付残高} \text{ (注4)} \\ &+ \text{被災地金融機関支援オペ貸付残高} \text{ (注1)} \\ &+ \text{気候変動対応オペ貸付残高} \text{ (注1)} \end{aligned}$$

- + 代理店保証額^(注5)
- + 歳入代理店保証額^(注5)

- (注1) 貸付日の翌日から起算して返済期日までの日数に応じた貸付金利息を含みます。
- (注2) 期間利息（利用細則（入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務）に定める期間利息をいいます。）を含みます。
- (注3) 各所要担保価額の詳細については、「日本銀行が行う米ドル資金供給オペレーションに関する事務取扱細則」を参照してください。
- (注4) 期間利息（「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する事務取扱細則」に定める期間利息をいいます。）を含みます。
- (注5) 代理店保証額または歳入代理店保証額（以下（3）において「保証額」といいます。）は、それぞれ代理店手数料または歳入代理店手数料の支払先となる金融機関等店舗（以下「代理店手数料等の支払先店舗」といいます。）を与信取引先として設定されます。なお、担保差入金融機関等が国債振替決済制度の参加者である場合には、当該担保差入金融機関等が日本銀行に届出た元利金振込先店舗（振込国債の元利金配分額の振込先である当座勘定取引における取引先をいいます。以下同じです。）と、代理店手数料等の支払先店舗は、同一の店舗となります。したがって、元利金振込先店舗を変更する場合には、代理店手数料等の支払先店舗も同様に変更されることとなり、当該変更後の店舗に保証額が設定されることとなります。

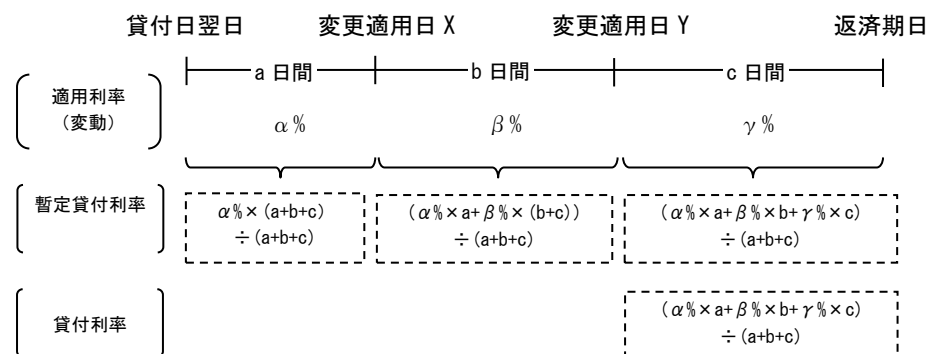
なお、所要担保価額合計額に含まれる個別の貸付残高のうち「補完当座預金制度基本要領」4. に定める適用利率の貸付期間中における平均値を貸付利率とする方式による貸付（以下「変動金利による貸付」といいます。）の残高に含まれる貸付金利息または期間利息は、貸付期間中または利息計算期間中における適用利率（変動）の変更に伴い、変動することがあります。貸付金利息または期間利息の算出においては、貸付期間中における暫定的な貸付利率（以下「暫定貸付利率」といいます。）または利息計算期間中における暫定的な利息計算利率（利用細則（入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務）に定める「利息計算利率」をいいます。以下同じです。）（以下「暫定利息計算利率」といいます。）を用います。暫定貸付利率または暫定利息計算利率は、算出日の翌日から返済期日または利息徴収日までの先々の適用利率（変動）が、算出日における適用利率（変動）と同様であると仮定したうえで、貸付利率または利息計算利率と同様の方法により算出します。適用利率（変動）と暫定貸付利率または暫定利息計算利率の関係性については、次の計算例を参照してください。

（計算例）貸付期間中に適用利率（変動）が2回変更された場合

- ・ a 日間： 貸付日の翌日から起算した適用利率（変動）の変更適用日 X の前日までの日数
- ・ b 日間： 変更適用日 X から起算した適用利率（変動）の変更適用日 Y の前日までの日数

- ・ c 日間： 変更適用日 Y から起算した返済期日までの日数

—— 「a 日間」の期中は、返済期日までの先々の適用利率（変動）を暫定的に $\alpha\%$ とするほか、「b 日間」の期中は、返済期日までの先々の適用利率（変動）を暫定的に $\beta\%$ とすることになります。



所要担保価額合計額は、各与信額の更新時に更新されます（注1）（注2）（注3）。

（注1）適用利率（変動）を変更した場合には、変更適用日の業務開始時に変動金利による貸付残高にかかる所要担保価額の更新を行います。

（注2）日本銀行が担保差入金融機関等に対し有する純与信額は、毎営業日の業務開始時に更新を行います。

（注3）保証額を変更する場合には、変更後の保証額を適用する日（変更後の保証額の適用日は日本銀行から別途通知します。）の業務開始時に保証額の更新を行います。これらと異なる時に保証額の更新を行うこととした場合には、日本銀行から改めて通知します。

- 第1編Ⅳ． 8． を横線のとおり改める。

8. 適用利率（貸増変動）の変更に伴う貸付残高の更新

日本銀行は、適用利率（貸増変動）を変更した場合には、変更適用日の業務開始時に貸出増加支援資金供給貸付残高（以下8.において「貸付残高」といいます。）変動金利による貸付残高（貸付金利息および期間利息を含みます。）にかかる所要担保価額の更新を行います。貸出増加支援資金供給の利用先変動金利による貸付残高を有する担保差入金融機関等は、当該貸付残高の更新による担保不足が生じないようご注意ください。万一、担保不足となった場合には、担保出力指定店舗は、直ちに担保管理店に連絡したうえで、追加的な担保差入等を行い、担保不足を解消してください。